

	<p>第六十六條の八第六項第二号</p>				<p>ける金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）若しくは個別間接課税済金額（同条第十項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）</p>				
<p>分割等前十年内事業年度</p>	<p>前十年以内</p>	<p>課税済金額又は個別課税済金額</p>	<p>直接保有の株式等の数</p>	<p>第六十六條の六第一項</p>	<p>分割等前二年内事業年度</p>	<p>前二年以内</p>	<p>間接配当等若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額</p>	<p>間接保有の株式等の数</p>	<p>第六十六條の九の二第一項</p>

第六十六條の八第七項

<p>前項又は第六十八條の九十二第六項</p>	<p>第六十六條の九の四第十二項において準用する前項又は第六十八條の九十三の四第十二項において準用する第六十八條の九十二第六項</p>
<p>第四項の</p>	<p>第六十六條の九の四第十項の</p>
<p>分割等前十年内事業年度の課税済金額</p>	<p>分割等前二年内事業年度の間接配当等又は間接課税済金額</p>
<p>前項の</p>	<p>同条第十二項において準用する前項の</p>
<p>前十年以内の各事業年度の課税済金額</p>	<p>前二年内の各事業年度等の間接配当等又は前二年内の各事業年度の間接課税済金額</p>
<p>同条第六項</p>	<p>第六十八條の九十三の四第十二項</p>

	<p>前十年以内の各連結事業年度（同条第四項第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度</p>	<p>前二年以内の各連結事業年度等（第六十八条の九十三の四第十項第一号に規定する前二年以内の各連結事業年度等</p>
<p>第六十六条の八第十四項</p>	<p>個別課税済金額</p>	<p>個別間接配当等又は前二年以内の各連結事業年度（第六十八条の九十三の四第十項第二号口に規定する前二年以内の各連結事業年度をいう。）の個別間接課税済金額</p>
<p>第六十六条の九の四第七項から第九項まで</p>	<p>第一項から第三項まで及び第八項から第十項まで</p>	<p>第六十六条の九の四第七項から第九項まで</p>

第六十六条の八第十五項	
第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定の	第六十六条の九の四第七項から第九項までの規定の
前項	同条第十二項において準用する前項
第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定を	同条第七項から第九項までの規定を

第六十六条の九の四第四項中「当該内国法人に係る特定外国法人」を「第一項から第三項までに規定する外国法人」に、「第六十八条の九十三の四第三項第二号」を「第六十八条の九十三の四第四項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第一号中「特定外国法人に係る課税対象金額で」を「外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、」に、「特定外国法人から」を「外国法人から」に改め、「第六十六条の九の二第一項」の下に「又は第四項」を加え、「特定外国法人の」を「外国法人の」に、「第六十六条の八第三項第一号」を「第六十六条の八第四項第一号」に改め、「次号」の下に「及び第十項」を加え、同項第二号中「特定外国法人に係る課税対象金額

で」を「外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、」に、「特定外国法人から」を「外国法人から」に改め、「第六十六条の九の二第一項」の下に「又は第四項」を加え、「特定外国法人の」を「外国法人の」に、「第一項又は前項前段」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特殊関係株主等である内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の第二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第六十六条の十二を次のように改める。

#### 第六十六条の十二 削除

第六十六条の十三第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「ただし、」の下に「清算中に終了する事業年度及び」を加え、同項第一号中「であるもの」の下に「（当該事業年度終了の時ににおいて同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するもの

を除く。）」を加える。

第六十七条の四第三項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、「分割承継法人等（」を削り、「被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）」を「被現物分配法人」に改め、同条第四項中「第六項」を「第六項第二号」に改め、同条第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第六項中「適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格合併等」という。）」を「又は適格現物出資」に、「適格合併等の」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資」に、「被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）」を「又は適格現物出資」に、「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割

承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「当該適格分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第八項中「合併法人等が」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が」に、「合併法人等の適格合併等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に改め、同条第十一項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第十四項中「適格合併等により」を「適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により」に、「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第十七項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十八項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改める。

第六十七条の五第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第六十七条の六第一項中「及び第九十三条」を削り、「同法第二十三条第一項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、「同法第九十三条第二項第二号中「益金不算入）」とあるのは「益金不算入）」（租税

特別措置法第六十七条の六第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特別）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。」と、「同条第三項」とあるのは「第二十三条第三項」とを削る。

第六十七条の十四第一項第一号ロ(2)中「引き受けられた」を「保有されることが見込まれている」に改め、同号ハ中「特定社債及び」を削り、「優先出資」の下に「及び資産流動化法第十七条第一項第一号又は第三十六条第一項の規定による発行をした基準特定出資（特定出資（資産流動化法第二条第六項に規定する特定出資をいう。以下この号において同じ。）のうち資産流動化計画（資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画をいう。次号イにおいて同じ。）に特定出資を有する特定社員（資産流動化法第二条第五項に規定する特定社員をいう。）の資産流動化法第二十七条第二項各号に掲げる権利に係る事項として財務省令で定めるものの記載があるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。）」を、

「募集」の下に「（基準特定出資にあつては、資産流動化法第十七条第一項第一号又は第三十六条第一項の規定による割当て又は募集）」を加え、同項第二号イ中「同項に規定する」を削り、同条第二項の表第二十三条第一項の項中「内国法人が受ける」を「内国法人が」に、「」が受ける」を「」が」に改め、同

表第六十七条第一項の項中「を除く」を「にあつては、前条第六項第二号に掲げるものに限る」に改め、同条第三項の表第六十一条の四第一項の項を次のように改める。

第六十一条の四第一項	ものを除く	もの及び特定目的会社を除く
------------	-------	---------------

第六十七条の十四第三項の表第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項の項中「及び第六十六条の九の四第一項」を「第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項」に改め、同表第六十六条の十三第一項第一号の項を次のように改める。

第六十六条の十三第一項第一号	該当するものを除く	該当するもの及び特定目的会社を除く
----------------	-----------	-------------------

第六十七条の十四第六項中「及び第九十三条第二項第二号」を削る。

第六十七条の十五第三項の表第二十三条第一項の項中「内国法人が受ける」を「内国法人が」に、「」が「に」に改め、同表第六十七条第一項の項中「を除く」を「にあつては、前条第六項第二号に掲げるものに限る」に改め、同条第四項の表第六十一条の四第一項の項を次のように改める。

第六十一条の四第一項	ものを除く	もの及び投資法人を除く
------------	-------	-------------

第六十七条の十五第四項の表第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項の項中「及び第六十六条の九の四第一項」を、「第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項」に改め、同表第六十六条の十三第一項第一号の項を次のように改める。

第六十六条の十三第一項第一号	該当するものを除く	該当するもの及び投資法人を除く
----------------	-----------	-----------------

第六十七条の十五第七項中「及び第九十三条第二項第二号」を削る。

第六十七条の十七第一項を次のように改める。

外国法人が第五条の二第一項に規定する振替国債（以下この項及び第八項において「振替国債」という。）又は同条第一項に規定する振替地方債（以下この項及び第八項において「振替地方債」という。）につき支払を受ける利子及び償還差益（その振替国債又は振替地方債の償還（買入消却を含む）以下この条において同じ。）により受ける金額がその振替国債又は振替地方債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、法人税を課さない。

第六十七条の十七第六項を削り、同条第五項中「のうち第四十一条の十二第九項第一号から第八号まで

に掲げるもの（次項において「特定短期国債」という。）を削り、「受ける償還差益」の下に「（その特定短期公社債の償還により受ける金額がその特定短期公社債の取得価額を超える場合におけるその差益をいい、特定短期公社債のうち第四十一条の十二第九項第九号から第十四号までに掲げるもの（以下この項において「特定短期社債」という。）にあつては、当該特定短期社債の発行をする者との間に政令で定める特殊の関係のある者が支払を受けるものを除く。）」を加え、同項ただし書を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「次項」の下に「及び第八項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「から第六項まで」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「から平成二十二年三月三十一日までの間」を「以後」に、「第六条第一項」を「第六条第四項」に、「本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして同条第四項に規定する政令で定める外国法人により発行されたものを除く」を「以下この項及び第八項において「民間国外債」という」に、「受ける利子又は」を「受ける利子及び」に改め、「をいう。」の下に「で、当該民間国外債の発行をする者の同条第四項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるもの」を加え、同項ただし書を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項

の次に次の一項を加える。

2 外国法人が平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等（以下この条において「特定振替社債等」という。）につき支払を受ける利子及び償還差益（その特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）で、当該特定振替社債等の発行をする者の第五条の三第二項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、法人税を課さない。

第六十七条の十七第七項ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

8 外国法人が有する振替国債、振替地方債、特定振替社債等、民間国外債又は特定短期公社債の償還により生ずる損失の額（民間国外債にあつては、その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に限る。）は、法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

9 第一項から第三項まで及び前三項の規定は、第一項に規定する利子及び償還差益、第二項に規定する利子及び償還差益、第三項に規定する利子及び発行差金、第六項に規定する償還差益、第七項に規定す

る特定利子又は前項に規定する損失の額のうち、第二条第一項第四号に規定する国内に恒久的施設を有する外国法人（以下この項及び次条において「国内に恒久的施設を有する外国法人」という。）が支払を受けるもの又は国内に恒久的施設を有する外国法人につき生ずるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。

10 特定振替社債等の利子又は第二項に規定する償還差益の支払を受ける者が同項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十八第二項中「以下この条」を「次項」に、「法人税法」を「法人税に関する法令」に改め、同条第四項を削る。

第六十八条の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二の三の見出しを「（適格合併等の範囲等に関する特例）」に改め、同条第一項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「範囲」を「範囲等」に改め、「除く。」「と」の下に、「同法第六十条の十三第一項中「譲渡した場合には」とあるのは「譲渡した場合（当該譲渡損益調整資産を租税特別措置法第六十八条の二の三第一項（適格合併等の範囲等に関する特例）に規定する特定グループ内合併に

より合併法人に移転した場合を除く。)には「と」を加え、同項第二号中「次項及び次条第二項」を「次項第三号」に、「同法第二条第十二号の八」を「同条第十二号の八」に改め、同条第二項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「範囲」を「範囲等」に改め、「除く。」「と」の下に「、同法第六十一条の十三第一項中「譲渡した場合には」とあるのは「譲渡した場合(当該譲渡損益調整資産を租税特別措置法第六十八条の二の三第二項(適格合併等の範囲等に関する特例)に規定する特定グループ内分割により分割承継法人に移転した場合を除く。)」には「と」を加え、同条第三項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「範囲」を「範囲等」に改め、「除く。」「と」の下に「、同法第六十二条の九第一項中「おける当該株式交換」とあるのは「おける当該株式交換(租税特別措置法第六十八条の二の三第三項(適格合併等の範囲等に関する特例)に規定する特定グループ内株式交換に該当するものを除く。)」と」を加え、同条第四項中「範囲」を「範囲等」に改める。

第六十八条の三第一項中「」の規定」を「」及び第十六項の規定」に改め、同条第二項中「分割法人の株主等に」を「法人税法第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産として」に、「法人税法」を「同法」に改め、「(当該株主等に対する同条第四項に規定する剰余金の配当等として交付された同項に規定

する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。」を削り、㉞の規定」を㉞及び第十六項の規定」に、「同項中」を「同法第六十一条の二第四項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「除く。」と」の下に、「同条第十六項中「及び第四項」とあるのは、「第四項」と、「金銭等不交付分割型分割」とあるのは「金銭等不交付分割及び租税特別措置法第六十八条の三第二項（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）に規定する特定分割型分割」と、「同条第一項第三号」とあるのは「第二十四条第一項第三号」とを加え、同条第三項中「ときは」の下に、「当該旧株の譲渡については」を加え、「第六十一条の二第九項」を「第六十一条の二第八項」に、㉞の規定」を㉞及び第六十一条の十三第二項の規定」に改める。

第六十八条の三の二第二項の表第二十三条第一項の項中「内国法人が受ける」を「内国法人が」に、㉞が受ける」を㉞が」に改め、同条第三項中「及び第六十六条の九の四第一項」を「第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項」に改め、同条第六項中「及び第九十三条」を削り、「同法第二十三条第一項中「掲げるもの」とあるのは「掲げるもの及び」を「同条第一項中「金額（第一号）」とあるのは、「金額」に、「額」と、同法第九十三条第二項第二号中「該

当するもの」とあるのは「該当するもの及び第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託の租税特別措置法第六十八条の三の二第一項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する利益の分配の額」を「額を除くものとし、第一号」に改める。

第六十八条の三の三第二項の表第二十三条第一項の項中「内国法人が受ける」を「内国法人が」に、「」が受ける」を「」が」に改め、同条第三項中「及び第六十六条の九の四第一項」を「第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項」に改め、同条第六項中「及び第九十三条」を削り、「同法第二十三条第一項中「掲げるもの」とあるのは「掲げるもの及び」を「同条第一項中「金額（第一号）」とあるのは、「金額（」に、「額」と、同法第九十三条第二項第二号中「該当するもの」とあるのは「該当するもの及び租税特別措置法第六十八条の三の三第六項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託の同条第一項に規定する収益の分配の額」を「額を除くものとし、第一号」に改める。

第六十八条の三の四を削る。

第六十八条の三の五第二項中「第六項」を「第七項」に、「第四十二条の十第三項並びに第四十二条

の十一第三項」を「並びに第四十二条の十第三項」に改め、同条を第六十八条の三の四とする。

第六十八条の八第二項中「第一欄に掲げる連結親法人」の下に「（法人税法第二条第九号に規定する普通法人（以下この項において「普通法人」という。）である連結親法人のうち各連結事業年度終了の時に、  
において同法第六十六条第六項各号に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、「係る法人税法」を「係る同法」に改め、同項の表の第一号の第一欄中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「保険業法に規定する相互会社及び」を削る。

第六十八条の九第一項中「第六十八条の十四第二項」を「並びに第六十八条の十四第二項」に改め、並びに第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第三項中「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行った場合には、法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）開始の日。次項及び第五項において「連結親法人事業年度開始日」という。）」を削り、同条第四項第一号中「当該連結親法人事業年度開始日」を「連結親法人事業年度開始日（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）開始の日をいう。次号及び次項において同じ。）」に改め、同条

第五項中「における第三項」を「における同項」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 連結子法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。）をした場合 当該合併の日の前日又は当該破産手続開始の決定の日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該合併の日又は当該破産手続開始の決定の日の翌日が連結親法人事業年度開始日である場合には、当該合併の日の前日又は当該破産手続開始の決定の日を含む連結事業年度）における当該解散をした連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

二 連結子法人の残余財産が確定した場合 当該残余財産の確定の日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該残余財産の確定の日の翌日が連結親法人事業年度開始日である場合には、当該残余財産の確定の日を含む連結事業年度）における当該残余財産が確定した連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

第六十八条の九第五項第三号を削り、同項第四号中「なつた日」を「なつた日の前日」に改め、「（その連結完全支配関係を有しなくなつた基因となる事実が連結親法人事業年度終了の日における当該連結子法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の連結子法人の解散（合併による解散を除く。）

である場合には、その解散の日を含む連結事業年度」を削り、同号を同項第三号とし、同条第七項中「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）」を削り、同条第八項中「、第四十二条の四第三項」とあるのは「第四十二条の四第七項」とを削り、同条第九項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「第六十八条の十五第五項」を削り、同条第十二項第四号及び第八号中「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）」を削り、同条第十六項中「事後設立法人若しくは被事後設立法人」を「現物分配法人若しくは被現物分配法人」に改める。

第六十八条の九の二第四項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 連結子法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。）をした場合 当該合併の日の前日又は当該破産手続開始の決定の日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該合併の日又は当該破産手続開始の決定の日の翌日が連結親法人事業年度開始の日である場合には、当該合併の日の前日又は当該破産手続開始の決定の日を含む連結事業年度）における当該解散をした連結子法人に係る平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は平成二十二年度分連結繰越

## 税額控除限度超過個別帰属額

二 連結子法人の残余財産が確定した場合 当該残余財産の確定の日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該残余財産の確定の日の翌日が連結親法人事業年度開始の日である場合には、当該残余財産の確定の日を含む連結事業年度）における当該残余財産が確定した連結子法人に係る平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

第六十八条の九の二第四項第三号を削り、同項第四号中「なつた日」を「なつた日の前日」に改め、  
「（その連結完全支配関係を有しなくなった基因となる事実が連結親法人事業年度終了の日における当該連結子法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の連結子法人の解散（合併による解散を除く。）である場合には、その解散の日を含む連結事業年度）」を削り、同号を同項第三号とし、同条第六項中「第四十二条の四の二第三項の規定により平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越税額控除限度超過額」とあるのは「第四十二条の四の二第六項において準用する同条第三項の規定により平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小企

業者等税額控除限度超過額」と、「第二項の規定により読み替えられた第四十二条の四第三項」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた第四十二条の四第七項」とを削る。

第六十八条の十第二項中、「第六十八条の十四第二項」を「並びに第六十八条の十四第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中、「第六十八条の十五第五項」を削り、同条第九項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
- 二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
- 三 清算中の連結子法人

第六十八条の十一第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第六十八条の十四第二項」を「並びに第六十八条の十四第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「第六十八条の十五第五項」を削り、同

条第七項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
- 二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
- 三 清算中の連結子法人

第六十八条の十二の見出しを「(事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)」に改め、同条第一項中「期間」の下に「以下この項及び」を加え、「ない当該各号」を「ない事業基盤強化設備等(当該各号)」に、「機械及び装置並びに器具及び備品で政令」を「減価償却資産(第一号から第四号まで又は第六号から第八号までに定める機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、政令)」に、「(以下この条において「事業基盤強化設備」という)を「に限る。」をいう。以下この条において同じ」に、「又は事業基盤強化設備」を「又は事業基盤強化設備等」に、「の当該事業基盤強化設備」を「の当該事業基盤強化設備等(第五号に定める減価償却資産(以下この項において「情報基盤強化

設備等」という。)にあつては、同号に掲げる連結法人の供用年度の指定期間内において当該連結法人が事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が政令で定める金額以上である場合の当該情報基盤強化設備等に限る。以下この条において「適用対象事業基盤強化設備等」という。)に、「当該事業基盤強化設備」を「当該適用対象事業基盤強化設備」に、「(当該事業基盤強化設備)」を「(当該適用対象事業基盤強化設備等)」に改め、「(第四号に規定する大規模連結法人が取得し、又は製作した同号に定める資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)」を削り、同項第四号中「(当該事業のうち政令で定める特定の事業を営む大規模連結法人(同項に規定する中小連結法人に該当しない連結法人をいう。))を含む。))」を削り、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

- 五 製造業その他情報基盤の強化が事業基盤の強化に資するものとして政令で定める事業を営む第六十条の九第六項に規定する中小連結法人に該当する連結法人 当該情報基盤の強化に資する減価償却資産で財務省令で定めるもの

第六十八条の十二第二項中「あつては政令で定める連結法人を、同項第四号に掲げる連結法人にあつては同号に規定する大規模連結法人をそれぞれ」を「あつては、政令で定める連結法人を」に、「事業基盤強化設備を」を「事業基盤強化設備等」に、「当該事業基盤強化設備につき」を「適用対象事業基盤強化設備等につき」に、「第六十八条の十四第二項」を「並びに第六十八条の十四第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」を削り、「事業基盤強化設備の」を「適用対象事業基盤強化設備等の」に改め、同条第三項及び第五項中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同条第七項中「第六十八条の十五第五項」を削り、同条第八項中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に改め、同条第九項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
- 二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
- 三 清算中の連結子法人

第六十八條の十二第十三項中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に改める。

第六十八條の十三第一項中「次条第二項」を「並びに次条第二項」に改め、「並びに第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第四項中「第六十八條の十五第五項」を削り、同条第五項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

第六十八條の十四第二項中「前条並びに次条第二項、第三項及び第五項」を「並びに前条」に改め、同条第五項中「次条第五項」を削り、同条第七項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。